

【2023年度】

海上交通パリアフリー施設整備助成制度

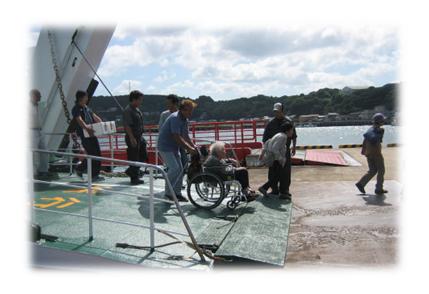
公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

バリアフリー推進部整備支援課 髙橋 徹



本日の話題

- 1.2023年度の海上交通バリアフリー施設整備 助成の制度について
- 2. 近年の当財団における海上交通に関わるバリアフリー化の取り組みについて





1-1 対象者•対象施設設備

対象者

海上運送法による一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業等に使用する旅客船及び旅客船ターミナルを所有する事業者

対象施設設備

エレベーター、段差解消装置、バリアフリートイレ、バリアフリー 客席、運航情報提供表示装置、車いす固定装置、触知案内図、 バリアフリータラップ、可動式コーミング解消装置、簡易バリアフ リートイレ※、小型昇降装置等

※「簡易バリアフリートイレ」とは、法令や基準等で義務化されていないトイレであっても車椅子使用者等が利用できる 広さを備えている構造となっているもの



1-2 重視している項目(優先事項)

- ①離島航路に就航している旅客船(特に小型船舶)
- ②自然災害により被災した旅客船・旅客船ターミナル
- ③「バリアフリーガイドライン」(注1)の推奨基準を満たしている施設、設備
- ④国土交通省環境行動計画に基づく環境貢献型経営(グリーン経営)の認証(注2)を取得(見込みを含む)した者、または高齢者・障害者の利用が多く一般社団法人日本旅客船協会が必要と認める航路

補助航路OK!

なお、国からのバリアフリー施設・設備にかかる補助金・交付金を受けるものは除きます。

また、対象となる旅客船及び旅客船ターミナルは、原則として 2023年度中に着工し、竣工する工事とします。

【参考資料】 1. 助成制度について

(注1)バリアフリー法、移動等円滑化基準、ガイドラインとは

<u>〇バリアフリー法(2006年)</u>

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律) ※2020(R2)年に改正

〇移動等円滑(バリアフリー)化基準(国土交通省令)

公共交通事業者等が、旅客施設及び車両等を新たに整備・導入する際に <u>義務基準として遵守しなければならない内容</u>を示したもの。

例 通路幅は<u>80cm以上</u>であること、手すりが設けられていること など

〇バリアフリーガイドライン(旅客船・旅客施設・車両等)

公共交通事業者等が、旅客施設及び車両等を新たに整備・導入する際、高齢者、障害者等をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに応えるため、<u>旅客</u>施設及び車両等の整備のあり方を具体的に示した目安

例 通路幅は<u>90cm以上</u>とする、<u>手すりは両側</u>に設置し、<u>高さ80~85cm程度</u>と する・端部は壁面側に巻き込むなど突起しない構造 など

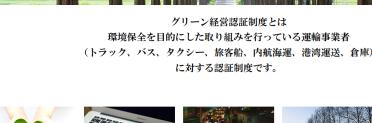
【参考資料】 1. 助成制度について

(注2)環境貢献型経営(グリーン経営)認証とは

グリーン経営認証は、当財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアル に基づいて一定のレベル以上の交通・環境対策の取組みを行っている事業者 に対して、審査の上認証・登録を行うもの。



グリーン経営認証制度とは 環境保全を目的にした取り組みを行っている運輸事業者









や各種申請書、リーダー研修 会等の専用ホームページはこ









03-5844-6276

受付時間 9:30 \sim 17:15 (土曜・日曜・祝祭日休業)



1-3 助成率•限度額

	助成率	限度額
①一般旅客定期航路事業のうち 離島航路に就航する旅客船	70%(80%)以内	20百万円
②上記①以外の旅客船	60%(70%)以内	15百万円
③旅客船ターミナル	50%(60%)以内	8百万円

※1 ()内は推奨基準を満たす場合の助成率です。 なお、申請事業者が環境貢献型経営(グリーン経営)認証を取得(取得見込を含む)した者、または高齢者・障害者等の利用が多く一般社団法人日本旅客船協会が必要と 認める航路の場合には、上記の助成率を10%嵩上げします。

- ※2 バリアフリータラップを整備する場合は、助成限度額は12百万円とします。
- ※3 小型昇降装置を設置する場合は、10百万円(工事費を除く)までの特別枠があります。

1-4 助成対象経費

区分	内容
購入費	助成対象施設等の購入費
工事費	助成対象施設等の整備に係る設置工事、外装仕上げ工 事、電気設備工事、関連附帯工事等の工事費
設計費	助成対象施設等の整備に <mark>直接要する</mark> 設計図面作成費で、 エコモ財団が認めるもの

1-5 ホームページURL

http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/barifuri-ship/index.html



1-7 助成申請について

様式第1別紙1

2023 年度 助成金交付申請事業の概要 助成対象事業者名______ 助成対象旅客船・ターミナル名_____

助成対象経	費 区 分 金 額 (単位:千円)	着 手 年 月 日 及び 完了年月日 (予定)	助成対象施設等の内容	助成金交付申請額 (単位:千円)
1)購入費 2)工事費 3)設計費 合計	税抜額	着手年月日 完了年月日 (予定)	エレベーター バリアフリートイレ バリアフリー客席 コーミング解消装置 バリアフリータラップ	

(添付資料)

- (1) 申請理由(高齢者・障害者等の過去3か年の利用実態、本制度を活用し取り組む具体的なバリアフリー化の内容等)
- (2) 助成対象経費に係る契約書の写し
- (3) 助成対象経費に係る見積書の写し
- (4) 助成対象施設等の仕様書の写し
- (5) 助成対象施設等の内容や位置を示す図面
- (6) 実施要領第3条第2項に該当する場合は、その証拠書類
- (7) 既存船の改造を行う場合、船舶検査証書及び船舶国籍証書またはこれに類する書類の写し
- (8) 会社概要、パンフレット、会社経歴書等の業務内容がわかるもの
- (9) 直近の決算報告書の写し
- (10) その他申請に必要な書類 (財団が提出を求めた場合に限り)



1-8 助成手続きの流れ



申請者

事前相談・ヒアリング

申請書を提出 持参・郵送可

- 1. 助成金の交付申請
- 2. 助成金の交付決定

請書を提出

3. 交付決定の請書

実績報告書を 提出

4. 助成事業の実績報告

<u>5. 助成金の確定</u>

助成金支払請求書を提出

6. 助成金の支払請求

7. 助成金の支払

エコモ財団

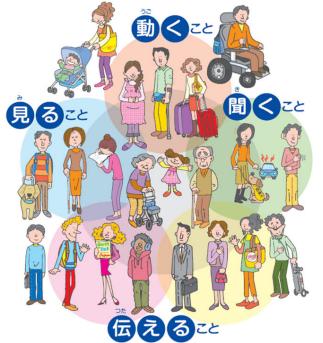
申請期間 6月1日~7月31日

(※当日消印有効)

審査委員会で審議 交付決定通知 (9月頃)

現地確認実施

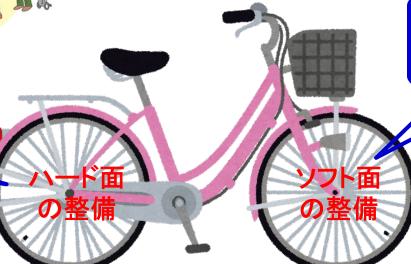
助成金確定通知



<u>バリアフリー化を進めていくうえの心構え</u> <u>として、世の中に多様な人々がいることを</u> <u>念頭に、思い込みでとらえないことが大切</u>

障害の特性や身体状況で固定的にとらえるのではなく、実際に何が起きているか、移動のニーズがどのようなものか、コミュニケーションを通じて何に困っているかを把握し、対応を考える。

施設・設備の バリアフリー化 (バリアフリー法)



接遇介助の教育訓練 情報提供 など (障害者差別解消法)



2. 当財団の取り組みについて

①だれでも楽しめる船旅・島旅

~動画と手引書の制作~

目に見えない困りごとを抱える人たちが船旅や島旅を実現させるには、「<mark>見通しがあること」「困りごとを理解し、必要な工夫や配慮をすること」が大切です。</mark>

本動画では、目に見えない困りごとを抱える女の子に、実際に船旅・島旅を体験してもらい、専門家によるポイント解説を行っています。

また、手引書では、目に見えない困りごとを抱える人たちが船旅・島旅をする際、準備していると安心する「旅のしおり」の作成方法について、解説を行っています。





2. 当財団の取り組みについて

②障害当事者参加型による旅客船ターミナル新設 ~さんふらわあターミナル(別府)~

旅客船ターミナルを新設するため、実施主体の旅客船事業者、地元の障害者団体、 当財団を構成員とし、行政機関の関係各課をオブザーバーとする「協議会」を設置。 計画の段階から障害当事者が参画するとともに、障害当事者へのヒアリングを実施 し、旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化について協議。

検討経緯を「提言書」にとりまとめ、設計・施工に反映し、旅客船ターミナルを建設。

Skidstab Skidstab

ターミナル全景

国内の旅客船ターミナル初の設備



バリアフリートイレ 2か所 男女共用トイレ



カームダウン・クールダウン 祈祷室

2. 当財団の取り組みについて

③小型昇降装置の開発



解決方策

●椅子式階段昇降機 【問題点】

車椅子使用者(移乗できない人)は、利用することができない。



●階段昇降機

【問題点】

車椅子使用者は、利用時 に恐怖感がある。利用時に は、階段が利用できない。 「エレベーター」の設置が望ましいが・・・

- ・価格が高い
- ・スペースが足りない などの課題

エレベーターと同様に垂直移動ができ 低コスト、省スペースの昇降機の開発 (障害当事者による検証を含む)



ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください

助成に関するお問い合わせはこちらまで

平日9:30~17:30

2 03-5844-6265 FAX 03-5844-6294

E-mail: barifuri-ship@ecomo.or.jp